

令和2年度高知県新型コロナウイルス感染症対策雇用維持促進特別融資利子補給制度要綱

1 目的

新型コロナウイルス感染症に起因して売上高等が減少している県内の中小企業者の資金調達に対する支援を行うため、運転資金として取扱金融機関から借り入れる融資に係る利子の一部を補給し、事業者の経営の安定を図る。

2 用語の意義

(1) 「中小企業者」とは、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に掲げるもののうち次に定めるものをいう。

ア 中小企業信用保険法第2条第1項第1号及び第2号

次の表に掲げる資本金又は従業員数のいずれかに該当すること。

業 種	資 本 金	従 業 員
製造業その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

イ 中小企業信用保険法第2条第1項第3号から第11号まで

次に掲げる組合等であって所定の要件（組合の事業内容、構成員の事業内容及び構成員の規模）を備えるもの
中小企業等協同組合、協業組合、特定非営利活動法人、商工組合（同連合会）、商店街振興組合（同連合会）、生活衛生同業組合（同小組合及び連合会）、酒造組合（同連合会及び中央会）、酒販売組合（同連合会及び中央会）、内航海運組合（同連合会）等

(2) 「取扱金融機関」とは、令和2年度高知県新型コロナウイルス感染症対策雇用維持促進特別融資利子補給制度要綱に基づき、県と利子補給契約を締結した金融機関をいう。

3 助成措置

県は、県と利子補給契約を締結した金融機関が、高知県新型コロナウイルス感染症対策雇用維持促進特別融資利子補給制度に基づく認定を受けた事業者に融資を行った場合は、令和2年度高知県新型コロナウイルス感染症対策雇用維持促進特別融資利子補給金交付要綱に定めるところにより、金融機関を通じて、認定を受けた事業者に対し利子の補給を行う。

4 利子補給の要件

(1) 利子補給対象者

補給金の交付を受けることができる者は、「高知県新型コロナウイルス感染症対策雇用維持促進特別融資利子補給金交付要綱」による認定を受けた事業者とする。

(2) 補給条件等

ア 利子補給に係る融資は運転資金のみとする。

イ 制度の利用に当たっては、都道府県税の滞納がないこと。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響で納税が遅延している場合（納期が令和2年2月以降の税金について納税遅延している場合）を除く。

ウ 同一の融資において、県の行う他の利子補給制度との併用はできない。

エ 補給を行う期間は3年間（融資実行日から3年後の応当日の前日まで）とする。

オ 利子補給に係る融資の貸付方法は、証書貸付けとする。

カ 利子補給に係る融資の償還は、新型コロナウイルス感染症によりセーフティネット保証4号及び5号の認定を受けた者は償還期間10年以内（うち据え置き期間3年以内）、危機関連保証の認定を受けた者は償還期間10年以内（うち据え置き期間2年以内）で、分割償還（元金均等）とし、原則として取扱金融機関所定の方法により行う。

キ 償還期間等の条件を変更した場合も原則利子補給を継続するが、補給率及び補給額並びに補給期間は利子補給制度の対象となる貸付けの当初の実行時の範囲内とする。

ク 条件違反等があった場合は融資期間中であっても補給を打ち切る場合がある。

ケ 市町村に認定を受けた保証ごとの個別要件は別表第1に定めるとおりとする。

5 利子補給対象者の認定

利子補給を受けようとする者は、利子補給の申込みにあたって、県に次に掲げる書類を提出し、その認定を受けなければならない。県は、利子補給の申込みがあったときは、必要に応じて関係機関に意見照会を行い、要件の適否を審査の上、利子補給の対象者として認定したときは、その旨を当該申込者及び取扱金融機関に通知するものとする。

(1) 別記第1号様式による利子補給制度認定申込書

(2) 市町村の認定を受けた、次に掲げる書類の写し

ア セーフティネット保証4号の認定書類

イ セーフティネット保証5号の認定書類

ウ 危機関連保証の認定書類

(3) 県税の納税状況を確認することができる次に掲げる書類（県外の中小企業者等が県内に移転等する場合を除く。）

ア 個人県民税については、直近の納税証明書又は滞納がない旨の証明書（課税がない場合は課税がない旨の証明書）

イ 個人県民税以外の県税については、滞納がない旨の証明書（課税がない場合は、課税がない旨の証明書）

ウ 事業開始後1年未満の者（新規創業者を含む。）は、事業開始前に創業者個人に課された県税（個人県民税を含む。）の納税状況を確認することができる書類

エ 個人事業者が法人を設立（法人成り）して1年未満の場合は、当該個人に課された県税（個人県民税を含む。）の納税状況を確認することができる書類

(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、利子補給制度認定審査のために必要があると県が認める書類

6 関係機関の責務

(1) 利子補給を受ける者は、運転資金以外に資金を流用してはならない。

(2) 取扱金融機関は、利子補給を受ける者が他に転貸し、生活資金に消費する等利子補給制度を悪用、乱用等することがないように指導しなければならない。

(3) 利子補給を受ける者は、取扱金融機関の指導に従わなければならない。

(4) 取扱金融機関は、当利子補給制度の実施により知り得た情報（経営上の情報のみならず、個人情報も含む。）を、当事者の同意を得ないで他に漏らしてはならない。

(5) 取扱金融機関は、利子補給制度の目的を考慮して、借入者の資金繰りを安定化させるように特別に配慮しなけ

ればならない。

- (6) 取扱金融機関は、悪用、乱用等の事実が発覚したとき若しくは予見されるとき又は利子補給対象者としての欠格が生じた場合は、実情を調査の上、県に報告する。
- (7) 取扱金融機関は、利子補給制度の対象となる貸付けの実行に当たり、金融商品等の勧誘、歩積、両建等を行ってはならない。

7 報告

- (1) 取扱金融機関は、利子補給を行う融資を実行した場合は、別記第2号様式による実行報告書を速やかに県に提出すること。
- (2) 取扱金融機関は、利子補給対象者の償還方法の変更等を行った場合は、別記第3号様式による償還状況等変更報告書を県に提出すること。
- (3) 取扱金融機関は、利子補給対象者の据え置き期間が完了した場合は、別記第4号様式による据置期間終了報告書を県に提出すること。

8 調査等

県は、必要があると認めるときは利子補給対象者及び取扱金融機関に対し、利子補給の状況等について調査を行うことができる。

別表第1

市町村に認定を受けた保証	利子補給の対象となる融資限度額	償還期間	据え置き期間	貸付利率	補給率
セーフティネット保証4号	2.5億円	10年以内	3年以内	1.9%以内	1.0%※
セーフティネット保証5号			3年以内	1.9%以内	1.0%※
危機関連保証			2年以内	1.9%以内	1.0%※

※貸付利率が1.0%未満の場合は、貸付利率とする。

高知県新型コロナウイルス感染症対策雇用維持促進特別融資 利子補給制度認定申込書

高知県新型コロナウイルス感染症対策雇用維持促進特別融資利子補給制度の認定を受けたく、関係書類を添えて申し込みます。

令和 年 月 日

高 知 県 知 事 様

企業名

代表者名

⑩

所在地

(郵便番号)

電話番号

担当者名

申 込 金 額		借 入 予 定 日	
市町村に認定を受けた保証	セーフティネット保証4号・セーフティネット保証5号・危機関連保証		
借 入 期 間	年 (うち据え置き 年 月)		
借 入 希 望 金 融 機 関	(金融機関名) (支店名) 電話番号： 担当者：		
保証協会の保証	高知県新型コロナウイルス感染症対策雇用維持促進特別融資制度		
他の利子補給制度利用の有無	有 (制度名 補給率) 無		

[添付書類]

- 1 県税の納税状況を確認することができるもの
- 2 その他利子補給制度認定審査のために知事が必要があると認める書類

高知県新型コロナウイルス感染症対策雇用維持促進特別融資
利子補給制度実行報告書

高 知 県 知 事 様

令和 年 月 日

金融機関名： ㊞

住 所：

電 話 番 号：

担 当 者 名：

下記のとおり、高知県新型コロナウイルス感染症対策雇用維持促進特別融資利子補給制度の対象となる融資として貸付けを実行しましたので、報告します。

記

貸 付 先	企業名：(ひらがな)
	住 所：
	認定番号：
貸 付 金 額	円
貸 付 利 率	%
貸 出 日	令和 年 月 日
期 日	令和 年 月 日
据 置 期 間 終 了 日	令和 年 月 日
返 済 方 法	令和 年 月 日から毎月 千円
	初回・期日 千円
保 証 協 会 の 保 証 の 有 無	高知県新型コロナウイルス感染症対策雇用維持促進特別融資制度
備 考	

高知県新型コロナウイルス感染症対策雇用維持促進特別融資
利子補給制度償還状況等変更報告書

高 知 県 知 事 様

令和 年 月 日

金融機関名： ①

住 所：

電 話 番 号：

担 当 者 名：

下記のとおり、高知県新型コロナウイルス感染症対策雇用促進特別融資利子補給制度による貸付けの償還方法等を変更しましたので、報告します。

記

貸 付 先	企業名：
	住 所：
	認定番号：
当 初 貸 付 金 額	円
貸 出 日	令和 年 月 日
据 置 期 間 満 了 日	令和 年 月 日
当 初 約 定 期 日	令和 年 月 日
変 更 事 項	変 更 前
	変 更 後
変 更 実 行 日	令和 年 月 日
変 更 実 行 時 残 債 額	円
備 考	

高知県新型コロナウイルス感染症対策雇用維持促進特別融資
利子補給制度据置期間終了報告書

高 知 県 知 事 様

令和 年 月 日

金融機関名： ①

住 所：

電 話 番 号：

担 当 者 名：

下記のとおり、高知県新型コロナウイルス感染症対策雇用維持促進特別融資利子補給制度の対象となる期間が終了しましたので、報告します。

記

貸 付 先	企業名：
	住 所：
	認定番号：
当 初 貸 付 金 額	円
貸 出 日	令和 年 月 日
	令和 年 月 日
終 了 日	令和 年 月 日
備 考	

